主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人Aの弁護人高木一、同鈴木秀雄、斎藤真二、同安倍正三、同前田俊郎、被告人Bの弁護人鹿野琢見、同岩田洋明連名の上告趣意第一点は、憲法二一条、三一条違反をいうが、その実質は単なる法令違反の主張であり、同第二点のうち、当審判例(昭和二七年(あ)第六五九六号同三〇年一〇月一四日第二小法廷判決・刑集九巻一一号二一七三頁)との判例違反をいう点は、所論引用の判例は事案を異にし本件に適切でなく、原判決の無罪確定部分との判例違反をいう点は、その実質は事実誤認、単なる法令違反の主張にすぎず、その余の判例違反をいう点は、判例の具体的摘示を欠き、同第三点は、事実誤認、単なる法令違反の主張であり、同第四点は、量刑不当の主張であつて、いずれも適法な上告理由に当たらない。

被告人Aの弁護人前田俊郎の上告趣意は、判例違反をいうが、判例の具体的摘示を欠き、適法な上告理由に当たらない。

よつて、刑訴法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、 主文のとおり決定する。

昭和六二年一月二一日

最高裁判所第二小法廷

裁判長裁判官	林		藤	之	輔
裁判官	牧		圭		次
裁判官	島	谷	六		郎
裁判官	藤	島			昭
裁判官	香	Ш	保		_